



厚生労働省

鳥取労働局

Press Release

鳥取労働局発表
令和2年6月29日(月)

担 当	鳥取労働局労働基準部賃金室
	室長 久保田 剛
	室長補佐 西村 巧
	電話 0857-29-1705

令和2年度鳥取県最低賃金の審議始まる

鳥取県最低賃金の改正諮問

令和2年6月30日(火)に開催される第520回鳥取地方最低賃金審議会において、鳥取労働局長(石田^{いしだ} 聡^{さとし})は、同審議会会長に対して、最低賃金法の規定に基づく鳥取県最低賃金の改正決定について、審議をお願いする旨の諮問を行います。

第520回鳥取地方最低賃金審議会

日時 令和2年6月30日(火) 10:30~
場所 鳥取労働局 4階大会議室 (鳥取市富安2丁目89-9)
内容 鳥取県最低賃金の改正諮問 ほか

これまでの鳥取県最低賃金額の変遷について

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
時間額	693円	715円	738円	762円	790円
引上げ額	16円	22円	23円	24円	28円
引上げ率	2.36%	3.17%	3.22%	3.25%	3.67%

【最低賃金の改正】

地域別最低賃金は、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にしながら、地方最低賃金審議会（公益代表、労働者代表、使用者代表で構成）での地域の実情を踏まえた審議・答申を得た後、異議申出に関する手続きを経て、都道府県労働局長が決定します。

